

しゅうがくえんじょひ しょうがっこうにゅうがくじゅんびきん にゅうがくまえしきゅう しんせい
就学援助費（小学校入学準備金）の入学前支給の申請について

しじょうなわて し れいわ ねんど しょうがっこう にゅうがく かてい けいざいてき こま ほ ご し ゃ
四條畷市では令和8年度に小学校に入学される子どもがいらっしゃる家庭で、経済的にお困りの保護者
しんにゅうがくじゅんびきん しきゅう にゅうがくまえ がつ おこな
に新入学準備金の支給を入学前の3月に行います。

きぼう ひと あんない よ しんせい ひつよう てつづ
希望される人は、この案内をお読みいただき、申請に必要な手続きをしてください。

| 支給の対象となる人

い か じょうけん がいとう ひと たいしよう
以下の(1)～(4)の条件にすべて該当する人が対象となります。

(1)同一生計を営む令和6年中の世帯所得の合計額が、【表1】の令和7年度就学援助費の認定基準額

い か ひと
以下の人に

しじょうなわて しりつ しょうがっこう にゅうがくよてい
(2)こどもが四條畷市立の小学校に入学予定である

(3)令和8年度小学校新1年生の保護者で、令和8年2月1日現在で四條畷市内に居住しており、

しんにゅうがく た しちょうそん てんしゅつよてい
子どもの新入学までに他市町村へ転出予定がない

(4)生活保護受給中でない、里親の認定を受けていない

【表1】 令和7年度就学援助費の認定基準額

せたいにんずう 世帯人数	にんていきじゅんがく 認定基準額	せたいにんずう 世帯人数	にんていきじゅんがく 認定基準額
にんせたい 2人世帯	2,400,000円	にんせたい 7人世帯	4,075,000円
にんせたい 3人世帯	2,735,000円	せたいにんずう 世帯人数が8人以上の場合 は、7人の場合の基準額に1人 ぞうか 增加するごとに、335,000円 かさん を加算した額	にん ばあい きじゅんがく にん はん ばあい えん 10万円以上の場合 はんてい で判定します。
にんせたい 4人世帯	3,070,000円		
にんせたい 5人世帯	3,405,000円		
にんせたい 6人世帯	3,740,000円		

ちゅうい
注意
きふうよしょくわよ ねんきんしょく
給与所得及び年金所得については、
しょくぐく
所得額が10万円未満の場合は0円とし
まんえん みまん ばあい
まんえいじょう ばあい まんえん こうじょ
10万円以上の場合は10万円を控除した額
がく
はんてい
で判定します。

しょうがくえんじょせい
就学援助制度では、原則として以下のような人も同一の生計を営む世帯員とみなします

- ・世帯分離をしている同居者（同一建物に居住している人）
- ・単身赴任中の保護者や別居中の配偶者
- ・実際は別居しているが、住民票上同一世帯に含まれる人

2 支給額・支給日等

支給額：57,060円（定額）

支給予定日：令和8年3月10日（火）

支給方法：保護者の口座へ振込

3 申請期間

申請期間：①令和8年1月9日（金）～1月30日（金）（土・日を除く）

午前9時から午後5時

②令和8年1月24日（土） 午前9時から午後5時 土曜日受付

4 申請方法

オンラインによる電子申請、または紙による申請が選べます。

1 オンラインによる電子申請（ロゴフォーム申請）

下の二次元バーコードをスマートフォンなどで読み込むとインターネット上で申請ができます。



※受付時間は、基本的に24時間ですが、受付期間の開始と終了日時は窓口申請と同じです。

※電子（ロゴフォーム）申請の場合は申請書受理票の発行を省略します。

※受付日は四條畷市教育委員会が受領した日とします。

※申請書や必要書類に不備がある場合は受付をしないで不備内容を郵送にてお知らせしますので、申請前に不備がないかを必ず確認してください。不備のない申請書が再提出された日が受付日となります。

2 紙による申請（窓口での申請、または郵送による申請ができます）

(1) 窓口申請：四條畷市教育委員会 学校教育課

※受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までです。

※あらかじめ、必要事項を記入のうえ、お越し願います。

(2) 郵送申請：送付先：575-8501 四條畷市中野本町1番1号 四條畷市教育委員会

学校教育課 就学援助費担当あて

※特定記録郵便や簡易書留等の記録が残るものに限ります。

※郵送受付の場合は申請書受理票の発行を省略しますが、受理票の必要な方は 110円切手を貼った返信用封筒を同封してください。
※受付日は四條畷市教育委員会が受領した日とします。
※申請書や必要書類に不備がある場合は受付をしないで返送しますので、郵送前に不備がないかを必ず確認してください。不備のない申請書が再提出された日が受付日となります。

5 提出書類 ((3) ~ (5) は持参ください)

- (1) 令和7年度四條畷市就学援助費（小学校入学準備金）受給申請書兼認定台帳
- (2) 振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し (A4サイズより小さいサイズでコピーされた場合は別紙の添付書類貼付用紙に貼付けしてください)
- 令和7年1月1日の住民登録地が四條畷市以外の人のみ (3) 又は (4) の書類が必要です
- (3) 令和7年度課税証明（令和6年分所得証明）
- (4) 特定個人情報取得の同意書（持参が必要な書類があります。同意書の裏面に記載しています）
- 世帯で生計を別にしている場合のみ (5) の書類が必要です
- (5) 生計を別にしていると確認できる書面（詳しくは【7 申請にあたっての注意事項】の(2)をご確認ください）

6 審査結果

審査結果は、保護者あてに令和8年2月末日までに郵送にて通知します。

7 申請にあたっての注意事項

- (1) 所得の申告を済ませてから、申請をお願いします
申請書を提出するまでに、令和6年中の収入の有無に関わらず、世帯全員の令和7年度住民税の申告を必ず済ませておいてください。ただし、次の①~④のいずれかに該当する場合は不要です。
世帯員のうち一人でも申告を済まされていない場合は、否認定として処理するので、ご注意ください

次の申告の不要な人以外、収入の有無にかかわらず申告は必要です

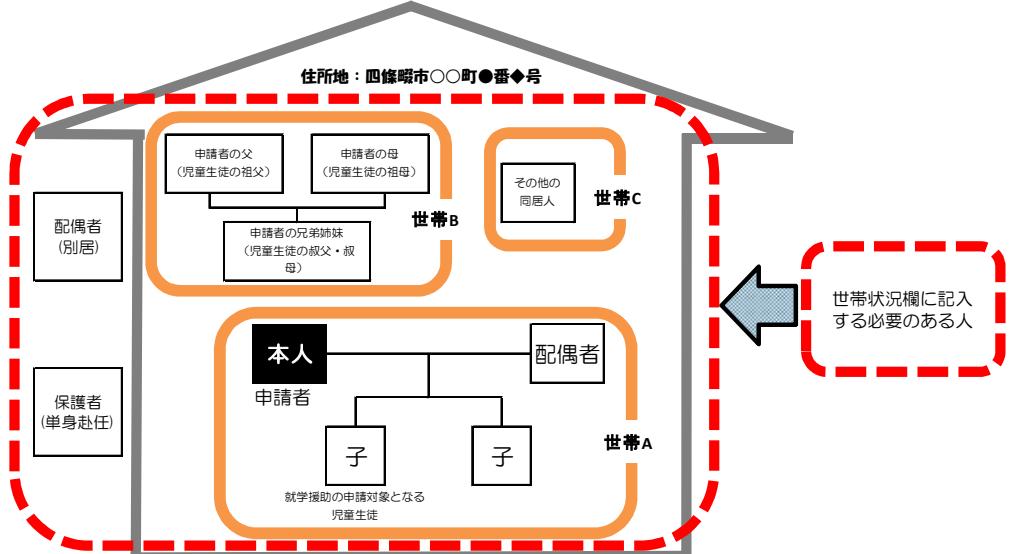
【申告の不要な人】

- ① 令和7年11月までに、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人
- ② 令和6年中の所得が給与または公的年金のみで、支払者から市役所へ給与支払報告書や公的年金等支払報告書が提出されている人
- ③ 同一の生計を営む世帯員の扶養親族として申告されている人
- ④ 平成21年1月2日以降に生まれた人

(2) 申請書の世帯状況に記入する必要のある人

下の図のように、住民票上では世帯分離をしている場合であっても、同一建物に居住している人は全員記入する必要があります。また、単身赴任中の児童生徒の保護者、別居中の配偶者も記入する必要があります。

就学援助制度では、原則として同一の建物に居住している人、単身赴任中の保護者、別居中の配偶者などは同一の生計を営む世帯員とみなして審査を行いますが、生計を別にしていると教育委員会が判断できる書面の提出がある場合(※)は、別世帯(世帯人数と所得を除外)として審査することも可能です。



※別世帯として審査することが可能な例と提出が必要な書面

- 世帯Aは親世帯の世帯Bと同居しているが、公共料金は各世帯で支払っている … 同種同月の公共料金(電気・ガス・水道)の領収書など(各世帯直近分)
- 世帯Cは住民票上、世帯A,Bと同じ住所地となっているが、実際は別居している … 直近の世帯Cが実際に住んでいる住所・氏名が記載された公共料金の請求書や領収書など
- 世帯Aは世帯C所有の建物の部屋の一部を間借りしているが、社会通念上、妥当な賃借料を支払っている … 世帯Cと世帯Aとの間で締結された賃借料の記載された賃貸契約書など
- 申請者とその配偶者は、現在離婚調停中である … 調停申立書や訴状の写し

7 その他

- 申請書の記載内容に不備がある場合、申請者や世帯員で所得の確認ができる人がいる場合や添付書類が備わっていない場合など、審査ができない場合は否認定として処理するのでご注意ください。
- 小学校入学準備金の支給を受けた場合でも、「令和8年度就学援助費」の受給を希望する場合

は、入学後に別途申請が必要です。

●小学校入学準備金の支給を受けた場合は、令和8年度就学援助費が認定であっても原則として、

新入学用品費の受給はできません。

●小学校入学準備金の受給後に就学義務の猶予、免除を受けた場合や四條畷市立の小学校に

就学しなかった場合、また申請事項に虚偽、不正の内容であることが明らかになった場合は、

小学校入学準備金を返還していただきます。

就学援助制度の小学校入学準備金の入学前支給とは

就学援助制度とは、経済的な理由で、就学が困難と認められる保護者の方に学校で必要な費用

(学用品費等)の一部を援助する制度です。就学援助費のうち「新入学用品費」は入学後の9

ヶ月に支給していますが、支給時期の適正化のため、「小学校入学準備金」という援助費目を追加

し、令和元年度から入学前の3月に支給することとしました。

問い合わせ先 四條畷市教育委員会学校教育課（市役所東別館2階）TEL 072-877-2121